

中世ロシアのウラジーミル聖公の教会規定

—写本系統樹の検討及び試訳—

宮 野 裕

A Study on the Statute of Prince Vladimir Sviatslavich: Focusing on Genealogy of its Texts and Translation

Yutaka MIYANO

Abstract

This paper researched the model of genealogy of the Statute of Prince Vladimir Sviatslavich of Kiev, which Russian historian Ia. N. Shchapov almost fairly represented in his book “Kniazheskie ustavy i tserkov’v drevneu Rusi XI-XIV vv.”, published in 1972. To my point of view, some small problems exist in his model, especially on the early phase of redaction of the Statute.

Then I criticized the idea, which D. Kaiser asserted in his book. Kaiser thought that the early history and its legal value of the charter before the 14th century were suspicious. But I consider Shchapov’s model of genealogy as reasonable and proper as a whole.

Key words

Statute, Vladimir Sviatslavich, Text, Russian Medieval History, Russian Orthodox Church

はじめに

前近代ロシアの教会と国家の関係、また教会と社会との関係を考察する場合に極めて重要である史料の一つに、上記の諸関係を法的に秩序立てていた諸規定がある¹。その一つが、本稿で解説・試訳されるキエフのウラジーミル聖公（在位978-1015年）の名が冠された教会規定であり、これはこの種の規定として最古のものである。

この規定から具体的にいかなる国家・教会関係を、また教会・社会の関係を読み取ることが出来るのか。この点に関しては、現代における本規定の研究の第一人者 Ia. N. シチャーポフによる1972年及び1989年の研究が重要である²。それ以前の研究では、本教会規定は基本的に前近代ロシアの教会内部を秩序づける法規範とされ、他方で、世俗社会の法秩序はルースカヤ・プラウダ（ルーシ法典。以下プラウダと略）によって規定されたと考えられていたのである³。

しかしシチャーポフは、本規定や同じくヤロスラフの教会規定において、まさにプラウダで欠落している世俗の諸案件（結婚や相続など）を扱う条項が含まれていることに着目した。このようにして彼は教会規定が、教会内部でのみ通用する教会法規ではなく、ルーシ（ロシアの古名）の世俗社会をも規定したことを確認した。まずはこの点が彼の第一の功績である⁴。

こうして彼が教会規定を、教会内部に限定されない研究史料であるとし、その利用を可能にし

たことは、引き続いて、新たな問題の提起に繋がった。すなわち、プラウダと教会規定の関係の問題である。この点について彼の出した結論は、両者は基本的には相互補完的關係にあったというものであった。プラウダは世俗の公的かつ重大な犯罪を中心に扱う一方で、プラウダに遅れて12世紀以降に出現した教会規定は、プラウダがカバーしきれない法領域に入り込み、教会の管轄民に対する裁判や教会裁判を中心に扱いながら、それに加えて、世俗の法領域においても、軽微な犯罪、相続、結婚法などを手中に収めた。教会が教会規定に収めたこの領域の多くは、以前には家族の家父長権に存在したものであり、教会がルーシに浸透した後に、キリスト教的な体裁が与えられながら家父長権のもとから奪取されたものであったとシチャーポフは考えたのである⁵。

更にシチャーポフは、こうして出来上がった公（世俗）と教会との二つの法領域の境界線を固定的に考えることなく、これが歴史的に移動していることも指摘した。例えば、共和制的都市組織の権力が増大した時期のノヴゴロドでは、都市組織や大主教が管轄する案件が増し、その結果、こうした組織へ入る裁判手数料は他の地域におけるよりも多かった。他方で公の権力が強かった北東ルーシ地方では、境界線は教会の側に押しやられ、教会の法領域は狭隘になっていった。教会が管轄する案件は、基本的に、世俗の裁判権下に「移動」していったのである⁶。

こうしたルーシにおける二つの権力の存在とその各々が有する二つの法領域の存在という考え方は、言うまでもなく、二つの権力が本質的には共に封建領主階級に属すことを認めつつも、両者の利益は表面上は必ずしも一致しないとする、ソヴィエト史学で許容された考え方の枠組に従っている。しかし、世俗の公（大公）の権力と教会権力とを独立した二つの権力と見なすことは、とりわけ古ルーシの時代に適合するのだろうか。こうした疑問を筆者は感じざるを得ない。但し、こうした二項対立的図式は主に彼の1972年の書に特徴的であり、1989年の研究ではやや薄まっていることは指摘しておこう。例えば、教会の設置や財政援助における、特に初期の段階についての公のイニシャチヴが、前著よりも認められている⁷。

以上の疑問は、シチャーポフの教会規定全般の研究から引き出された教会・国家観への批判であるが、それとは別に、本稿で扱うウラジーミルの規定そのものの位置づけについても筆者には疑問が生じている。すなわちシチャーポフは本規定の本質を、封建領主としての教会の立場を定める文書であり、農民や手工業者に対する支配の強化を目的としたとする。また競合者（もちろん世俗権力である公）との関係を定める文書でもあったとする⁸。

こうした見方は、本稿の筆者の考えでは一面的である。そこで筆者はこのウラジーミルの教会規定を検討し、前近代の、とりわけ古ルーシ期の国家と社会、教会と社会との関係を再検討したいと考えている。

しかしながらここで、以上のシチャーポフの見解は、彼の第二の功績と呼ぶべき、上記の諸教会規定の史料学的研究（1972年）に基づいていることに言及せねばならない。すなわち彼は、上述の検討を行うに際し、まずウラジーミルの教会規定そのものについて、テキスト学的な伝来に関する考察を行った。というのも、実のところこの規定は200以上の数の写本で伝来しているのだが、その内容はバラバラであり、従ってその整理が、古ルーシの歴史を再検討する以前の課題だったからである。後述するように、シチャーポフはこの研究において伝来する版を7版に分け、想定される原本からこれらの諸版がいかに派生したのかを明らかにした。その後、アメリカのD. カイザーがその著書のなかでシチャーポフの仮説を批判したが⁹、筆者の考えでは、カイザーの説にも、また彼が批判したシチャーポフの説にも幾つかの修正すべき点が含まれている。

そこで筆者はまず本稿にて、ウラジーミルの教会規定について、主にテキストの派生に関する先行研究を再検討したい。その上で、次稿にて古ルーシ社会の法的関係の検討の段階に移りたい。また本稿の最後にて本規定の枢要な数版についての試訳を行い、解説をつける。

1 ウラジーミルの教会規定の概観

1) 原本から「原初型」、そして7つの版へ

本教会規定は、その内容によるとウラジーミルによる恵与状であるが、10～11世紀初頭の公の存命中に出されたとしき「原本」は伝来していない。ただ、最古の年代記『過ぎし年月の物語』の996年の記事には、彼が、教会に対しその経営の財源として、公国内から上がる全収入の「十分の一」を与えると誓約をした後、これを書面に認めたとする記事があり¹⁰、従って、幾人かの研究者が考えたように、規定そのものではないかも知れないが、その原型と呼ぶうる何らかの文書或いは覚書のようなものがウラジーミルの存命中に存在したと十分に考えることができる。そしてその後、シチャーポフによれば、12世紀後半にその体裁が整えられ、現存する規定の「原初型 arkhetip, archtype」が成立した¹¹。成立場所については、シチャーポフは、キエフの府主教座を本命とするが、チェルニーゴフとウラジーミル（ザレスキー）で原初型が成立した可能性をも否定しない¹²。

以上が想定される規定の成立過程であるが、専ら現存写本に基づいて話を進めるならば、実のところ、本規定の最古の伝来写本（GIM. Synod 132）の成立年代は13世紀末である¹³。こうした状況が本規定の研究を困難にしているとともに、本規定を後代の偽書とみなす説（後述）が登場した背景にある。

伝来する規定テキストは、シチャーポフの整理に従い、7版に大別できる。これほどの数の版が存在する理由は、原初型の成立後、これが筆写される際に、写字生や地方の主教たちが様々な理由から、原初型を下敷きにしながらかこれに追記や削除を行ったことにある。その結果、各種の内容の異なる後代の諸版が成立し、その各々が伝来する結果となった。伝来する最古の版は、シチャーポフの言うところの「オレニン版」であり、22本の写本で伝わる¹⁴。最も多くの写本で伝わるのが「シノド版」である（124本で伝来する¹⁵）。次いで「ヴァルソノフィエフ版」（33本）、「ヴォルィニ版」（6本）、「ベチェルスキー版」（1本）、「トロイツキー版」（6本）、「階梯書版」（19本）がある¹⁶。シチャーポフによると、いずれの版も12世紀の原初型と内容を異にしているという。諸版間の関係や、それぞれの具体的な成立状況については以下で述べる。

2) 規定の内容

次に規定の内容について述べておこう。基本的なところ、規定の内容は、世俗権力の代表者であるウラジーミル公が教会に対して数々の特権・管轄権を与えるとするものであり、従って本規定は、形式的に言うならば、特権恵与状である。具体的にはもちろん諸版間で差があるのだが、基本的な内容は三点である。

第一に、形式的には、ウラジーミル公が教会に恵与したという教会運営の財源の列挙である。本規定の冒頭で示されるように、ルーシにキリスト教を国教として導入したウラジーミル公は、「父と子と聖霊に」誓った上で、創設されたばかりのルーシの教会組織の運営のために、「公国内のあらゆるもの」からの十分の一をこれに捧げるとする旨の誓いを立てた。諸版により内容に

若干の差があるものの、具体的には、裁判手数料、商業手数料等、臣民が公に納める貢税、家畜、収穫物の十分の一が、つまり総じていうところの「十分の一税」が教会に与えられるとされる。この決定に際しては、ウラジーミルは公妃アンナや子供たちと協議したと多くの規定テキストに記されている。この「十分の一税」は、当初は一旦、キエフの聖母「十分の一」教会に納入され、そこから公国内各地の主教座に送られた¹⁷。

第二に、教会裁判への世俗権力の不介入が宣言されている。これについてウラジーミルは、彼本人ばかりか、彼の子孫、彼の貴族、彼の裁判官たちもまたこの戒めを遵守すべきであると宣言し、これを破った者は誰であろうと永遠に呪詛されるであろうことを予言している。そして教会裁判が管轄に置く裁判案件とはいかなる種類の案件であるのかがリストの形で提示されている。主として離婚案件、姦通、誘拐、強姦等の男女間の問題、また家庭内で生じた問題（家庭内での暴力行為、相続等）、また宗教上の問題（異教・異端的行為等）が挙げられている。具体的な処罰方法については、さながら「ヤロスラフの教会規定」の参照が前提とされているが如くである¹⁸。

第三に、案件の内容を問わず、教会聖職者及び教会に属する勤務者等（教会管轄民）に対する裁判権が教会に恵与されることが記されている。教会裁判に属すべき人々の、つまり教会管轄民のリスト（修道院長、司祭、輔祭、修道士、修道女…）が簡潔に提示されている。但し、細部については諸版により異なっていることをここでは述べておく。

2 諸版の成立の歴史

1) 原初版をめぐって

本規定の成立は、規定そのものの内容から判断する限り、ルーシにおけるキリスト教国教化を果たしたウラジーミル公と結び付けられている。一部の例外はあるが、本規定の殆どの版のテキストは、まさにウラジーミルがキリスト教の導入と同時に教会に対し、上述の大きな権限・管轄権を付与したとしており、そのことに鑑みれば、本規定は、聖公のこの付与行為を文書として書き留めたものであると考えるのが自然である。

しかしながら、そのような考えには当初、異論があった。早くも19世紀前半に、規定のテキストそのものに、ウラジーミルによって作成されたとは考えにくいような矛盾点が含まれていることをN. M. カラムジンが指摘した。例えば、オレニン版やシノド版のような大量の写本で残る版において、ウラジーミルよりも一世紀以上前に生きていたコンスタンティノーブル総主教フォティオス（在位858-67年）がルーシの洗礼を行い、ウラジーミルが彼からルーシの聖職者をもらい受けたと記されている。またカラムジンは、本規定を伝える最古の写本が13世紀¹⁹のものであることにも注目し、本規定がウラジーミルによる特許状ではなく、ウラジーミルの権威を傘にかぶった、13世紀以降に作成された偽書であると考えに至った²⁰。しかしこうした主張には早くも19世紀前半に論駁が試みられた。例えば、府主教エフゲーニー（ボルホヴィチノフ）は、フォティオスへの言及について、これが後代の写字生による挿入であるとする見方を出した²¹。その後、規定には内容の異なる様々な版があることが次第に明らかになるにつれ、研究者たちは規定の内容が時代により変化していること、従って内容に矛盾があっても、それは元々の規定においても矛盾があったことを意味しないこと、それは後代に現れた矛盾であったかも知れないことなどの共通の理解を得るに至った²²。従って、以上の問題を含め、全ての問題の解決は諸版の系統、その内容の変化の解明の結果如何であることが明らかになり、19世紀半ばのK. A. ネヴォーリン

の研究を嚆矢として、版の系統の研究が始まった。本格的な研究の嚆矢は教会法史家 V. N. ベネシェヴィチの1915年の研究である。彼はそれまでの多くの研究者が単純に考えていた諸版の系統を本格的に始め、非常に複雑な系統樹をくみ上げた²³。これを批判しながら引き継いだのが法制史家の S. V. ユシコフであった²⁴。この両者の研究は純テキスト学的研究だったが、これに歴史的考察を加えたのが、彼らに続いたシチャーポフであった。彼は、12世紀後半に現存の規定の原初型が恐らくはキエフの府主教座で成立したこと（チェルニーゴフとウラジーミル・ザレスキーにおける成立の可能性を否定せずに）を論じ、その内容を仮説的に再構築して提示した。加えて彼は、更に規定の起源を探った。すなわち、原初型の土台には、更に早い時期の、恐らくは11世紀初頭（但し公妃アンナが亡くなる1011年以前）のウラジーミル本人による①キエフの聖母教会への財源の保障文書と②全主教区に関わる教会裁判に関する文書があること、またそれが当時の政治状況と固く結びついていたことを主張した²⁵。この彼の議論が正しいならば、最早本規定を「偽書」と見なすことは不可能であろう。

レトロスペクティブな手法により復元された諸版の関係に関する以上の結論には、当然、仮説に仮説を重ねている部分が多く含まれていることは言うまでもないのだが、それでも尚、彼が具体的に原初型の内容を仮説的に構築するなどの点も含め、本規定の研究を大きく前進させた功績は大きい。

さて話を戻そう。シチャーポフによると、伝来する規定の原初型の成立は、恐らくは12世紀後半であり²⁶、場所は南ルーシで、恐らくはキエフだった。しかし、それ以外の可能性も排除されないという²⁷。というのも、彼が仮説的に復元した全7条からなる²⁸原初型の規定では、国家が教会に支払う「十分の一」の納入先に、元々のキエフの聖母十分の一教会に加えて、「救世主 spas（つまりイエスのこと）」が加わっているからであるという。つまり、キエフにおける納入先である「聖母（教会）」に加え、「救世主」に捧げられた主教座聖堂が納入先に加わっていると判断できるのであり、この名前の主教座を持つチェルニーゴフ²⁹とウラジーミル³⁰がそれぞれ、古型の成立地として適格であるというのである。

しかし、「救世主」の語句は果たして、具体的な納入先を意味するのだろうか。単に聖母と救世主イエスはキリスト教会の象徴として並んでいるに過ぎないのではなからうか。この点についてシチャーポフ自身が既にそうした可能性に言及しながらもこれを最終的に否定し、「救世主」は具体的な「十分の一」の納入先であると結論づけた。但しこの時の彼は、後代のノヴゴロド公フセヴォロドの教会規定（本教会規定のシノド版が後代に更に改訂されたもの。）における聖ソフィアへの言及、また14世紀のルツクの教会規定では納入先であるルツクの神学者ヨハネ聖堂が同様の形式で言及されていることに基づいて、規定文書には納入先が必ず示されるという考えを述べているのである。従って、ここでは「救世主」が具体的な聖堂を指す可能性が類推されているに過ぎない³¹。

加えてそもそもシチャーポフは、「原本」には「救世主」という語句はなかったことを大前提にし、12世紀後半のウスタフの「原初型」の編者がここに「救世主」の語を挿入したと考えている³²。だが果たしてこの大前提は正しいのだろうか。例えば、彼が例に出すフセヴォロドの教会規定では、第二条において、聖母、聖ソフィヤと並んで、明らかに一般的なキリスト教の崇敬対象としての「救世主」が生き残っている。シチャーポフはこの教会規定における「聖ソフィヤ」の出現を、「十分の一」の納入先としての聖ソフィヤを意味すると考えたが、「救世主」の語の存在を説明しなかった³³。シチャーポフの仮説に従えば、この教会規定では「救世主」が存在して

はならないはずである。

本稿の筆者の考えでは、「救世主」が元々は存在しなかったという大前提に確証がない以上、14世紀のヴァルソフイエフ版（テキスト上のかなりの簡略化の結果として成立した）を除く古い諸版に必ず「救世主」の語が存在するという史料状況を重視すべきである。そしてそのことに基づき、「救世主」には具体的な納入先の意味はなく、聖母と並ぶこの語は単なるキリスト教会の象徴と考えるべきであろう。そしてこのように考える時、やはり本教会規定の原初型は、キエフの府主教座で成立したとするシチャーポフ自身の第一の説に高い蓋然性を認めるべきである³⁴。

尚、こうした議論に対して、その後、カイザーが批判を行った。彼は、そもそも最古の写本であるシノド写本（とそこに記されるシノド・コルムチャヤ）に本教会規定が元々含まれず、14世紀の付録で初めて含まれることになった事実を重視し、14世紀以前における本規定の法的評価に疑義を呈した。そしてそのまま、今日伝来する形で14世紀以前に規定が存在したとは考えにくいとした³⁵。

このカイザーの意見は、まさに伝来写本が残らないなかで、シャフマトフ以来のテキスト復元学を根本的に否定したものであるが、但し、筆者はこれには賛同しない。もちろんカイザーの述べる通り、14世紀以前の本規定の写本は伝来しない。しかし、この14世紀の時点で、同名の公の名で伝わり、内容についてもそれなりに共通点の多い、しかし差異もそれなりに含む諸版が併存する状況を、それではどう考えるべきなのか。それらが各地で突如として発生したとは考えにくい。シチャーポフが述べる「原初型」の12世紀末成立説の時期の再検討であれば、これには意味があると考えますが、何らかの「原初型」があったことを否定するには、まだ論拠が不足しているように思われる。

2) 原初版のその後の展開

オレニン版とシノド・ヴォルィニ・グループへの分離

本規定は、12世紀末に成立した後、早くも同時期或いは13世紀初頭に、南ルーシ地方において、別個の場所でそれぞれに部分的改定を受けた。その結果、オレニン版と「シノド・ヴォルィニ・グループの祖型」が成立し、本規定は以後、この二つの内容で伝わることになった。オレニン版とその他の諸版では、一体となって伝わる文書が異なっており、その観点からも、シチャーポフの結論は妥当であると思われる。

前者オレニン版は11条からなっている（本稿付録の試訳を参照のこと）。その成立は、「原初型」の成立後ほどない12世紀末から13世紀前半の南ルーシにおいてである³⁶。ただ、成立当初のオレニン版をそのままに伝える写本は伝わっておらず、伝来しているのは14世紀に若干の改定を受けて成立した、オレニン版の二つの写本グループ（アルハンゲリスキー・グループ、アルヒーフ・グループ）の写本である。これらのグループの写本は、14世紀に南・西ルーシがリトアニア大公国の支配下に入った後にオレニン版の原型が改定を受けて生じたものである。その内、アルハンゲリスキー・グループの写本はオレニン版の原型を比較的保持している³⁷。

このオレニン版の規定の殆どは、ヤロスラフ賢公の教会規定の拡大版、教会管轄民に関する規則、165人の聖人の規則と一体的にセットを組み、南西ルーシから西ルーシにかけて広まった。この地域は14世紀にリトアニア大公国の下に入るが、オレニン版はそこでも広まっていった。その結果、ヤロスラフの規定の拡大版と同様に、オレニン版も基本的には北東・北西ルーシには広まらなかった³⁸。

その一方で、「シノド・ヴォルニニ・グループの祖型」がやはり南ルーシで、12-13世紀の交か、或いは13世紀前半にチェルニーゴフかペレヤスラヴリ（ユーヅヌイー）等の大都市（但しキエフは除く）で成立した³⁹。これは16条からなっており⁴⁰、シノド版、ヴォルニニ版、ヴァルソノフィエフ版などの各種の祖型になった。

「シノド・ヴォルニニ・グループの祖型」はルーシの全域に広まったが、その後、筆写される際に当該地域の状況を反映し、大きくルーシ北部とルーシ南部でテキストに差が生じた。南部で広まったガーリチ・トゥーロフ版の祖型（「南部版」）は恐らく13世紀のウラジーミル・ヴォルインスキーにて、ウラジーミル・ヴァシニコヴィチの治世（1269-88年頃）に成立した⁴¹。その後14世紀初頭にガーリチにおいて府主教座の開設が目指され、一時的にこれが実現した時期に、反ラテン・反ビザンツ的特色を濃くし、また貴族との「共同統治」が反映されたヴォルニニ版が成立した⁴²。

その一方で「北部版」からは更に二つの版が分離した。北東ルーシ地域に伝わる「ヴァルソノフィエフ版」（14世紀成立）とノヴゴロド地域に伝わる「シノド版」（13世紀第四四半期に成立）である⁴³。

シノド版

シノド版は13世紀第四四半期のノヴゴロドで成立した。ノヴゴロドを成立地とする論拠として、二点（ノヴゴロドで編纂されたシノド・コルムチャヤの付録文書として初めてこの版の規定が登場したこと、ノヴゴロドに固有の教会裁判規定である「フセヴォロドの教会規定」が、このシノド版を土台に作成されたこと）が挙げられる。シチャーポフは更に本版で登場する用語を詳細に分析して上述の結論を補強している⁴⁴。

また成立時期については、彼は、上述の最古のシノド版の伝来写本（GIM. Sinod. 132.）の内容を分析し、規定が14世紀の写本部分に記載されているものの、内容的には13世紀末のノヴゴロドに相応しい内容であることを証明している。というのも、シノド・コルムチャヤは1280年代のものであるが、添付されているシノド版の規定は、14世紀に製造された紙の部分に筆写されており、それ故にシチャーポフとしては、14世紀の紙に書かれているとは言え、内容的には13世紀末のノヴゴロドに存在した政治機構の用語がふんだんに使用されていることを明らかにし、それを以て内容が、それが記された紙よりも古い時期のものであることを証明しているのである⁴⁵。

内容的にこの版の特徴は、異教への関心の高さである。言ってみれば南から始まったキリスト教化は、ノヴゴロドにおいてはなかなか進まず、とりわけ北方にウラルにまで続く広大な森林地帯を抱えるノヴゴロドでは、異教との対決が重要な課題だった⁴⁶。その意味で、シノド版でこの点に関する関心が拡充されていることは状況に一致する。

また、シノド版の規定は、殆どの場合に、ヤロスラフ賢公の教会規則の簡素版、管轄民の規則、165人の聖人の規則と一体的に伝来している。

尚、シノド版からは「フセヴォロドの教会規定」が派生した。そのテキストによれば、これはノヴゴロドにおける公と教会の関係を定めており、多くの箇所ウラジーミルの教会規定（シノド版）の内容が改訂されて援用されている。

成立年代については、研究者の意見は一致しない。ウラジーミルの規定のシノド版と、伝来しない1130年代のフセヴォロド公の文書とが一体にされて13世紀末に成立したとするユシコフ説、14世紀以降の文書とするジミーン説、13世紀初頭と13世紀末の二度の改訂を経たとするヤーニン

説がある。またこの規定には二つの版があり、先に成立したのが13世紀末とするシチャーポフ説もある⁴⁷。この規定の詳細な検討については、他日に期したい。

ヴァルソノフィエフ版

本規定の写本系統の研究において、ユシコフの提出した系統樹とシチャーポフの系統樹との最大の差は、このヴァルソノフィエフ版の位置づけにある。比較的簡素な条文テキストを持つこの版を、ユシコフは規定の「原初型」に近い版と考えたが、シチャーポフはシノド版の近くに位置付けた⁴⁸。本稿の筆者もシチャーポフと同じく、ヴァルソノフィエフ版はシノド版に近く、その簡略にされたテキストは、それまでのテキスト（「シノド・ヴォルニニ・グループ」の「北部版」）が簡素化された結果であると考えたい。

この版は、94章からなる「ソフィヤ版コルムチャヤ」（15世紀10年代以降にノヴゴロドで発生）及びそれと内容的に類似の「ヴァルソノフィエフ版コルムチャヤ」と一体的に伝わる規定である。それゆえに、シチャーポフは両版のコルムチャヤに共通する特徴（ウラジーミル・ザレスキー起源の諸文書の挿入）から判断し、両版のコルムチャヤの原型が14世紀初頭に生じたと見なし、これに含まれたであろうヴァルソノフィエフ版の教会規定もこの時期に生じたと想定する⁴⁹。成立場所についてははっきりと明示されていないが、章の表題やこのコルムチャヤの付属文書の傾向から、シチャーポフはこれを北東ルーシと見なしている⁵⁰。

14世紀初頭のモスクワにおけるシノド版の導入

上述のように、北東ルーシにおいてはヴァルソノフィエフ版が、他方でノヴゴロドではシノド版が広まったと考えられる。

しかしその後、14世紀半ばにモスクワにおいて、本教会規定（および一緒に伝わる三文書）は、コルムチャヤと統合された（チュードフ版コルムチャヤの成立）。その際に本稿の筆者が目にするのは、モスクワで行われたこの編纂作業で、この地に広まっていたはずのヴァルソノフィエフ版ではなく、ノヴゴロドで広まっていたシノド版が採用されたことである。

この現象をどう考えるべきか。まず指摘されるべきは、それまで流布していたヴァルソノフィエフ版と新たに導入されたシノド版とは、直接のテキスト的系譜関係を持たないにも拘わらず、現実には両者にはある種の関係があると考えられることである。モスクワの府主教座は、ヴァルソノフィエフ版に何らかの意味で不足を感じた結果、別の版（シノド版）を敢えて導入することになったと考えられるからである。従ってその関心は、第一に、シノド版に登場する条文にあったと考えられる。他方で第二に、ヴァルソノフィエフ版に存在しながらもシノド版に存在しない条文にも注目する必要がある。基本的にはそうした条項には府主教座は関心がなかった、或いは不要と考えたと見なすことができよう。

以上の観点に鑑み、次稿においては、本規定が国家と教会、社会との関係においていかなる役割を果たしたのかについての検討をしたい。本稿では、その前段階として、規定の主要な版の試訳と解説を先に行う。

「ウラジーミル聖公の教会規定」試訳

テキストは元々条文に分けられておらず、また各条文に数字も振られていないが、本稿では便宜上、シチャーポフによる条文区分を踏襲した。

尚、試訳に際しては、中村喜和訳「『百章』試訳」を参考にした。中村訳は、シノド版の後代の改訂版「百章系統」の翻訳であったが、シノド版の翻訳以外においても極めて参考になった。

1) 12世紀末-13世紀初頭のオレニン版 RGB. Ovchin. 156.⁵¹

[1] 父と子と聖霊の名において。

[2] ウラジーミルと呼ばれ、スヴァトスラフの子にしてイーゴリと至福なるオリガの孫である余ヴァシーリー公は、コンスタンティヌスやバシレイオスらギリシアの皇帝たち、そして総主教フォティオスから聖なる洗礼を受け、最初の府主教であるミハイルを〔余は〕キエフと全ルーシに受け入れ、この彼が全ルーシの地に洗礼を施した。

〈訳注〉

古くから指摘されているように、総主教フォティオス（在位858-867年）の名が登場するなど、ここには時代錯誤のテキストが含まれている。シチャーポフはこれを12世紀の原初型テキストに存在していたと考えている⁵²。筆者もまた、オレニン版やシノド版といった比較的古い版に彼の名が出ていることを根拠に、フォティオスの名は権威付けのために最初から存在したと考えた。またニコン年代記等の後代の史料には登場するものの、古い史料には現れない伝説的な府主教ミハイルがここに登場している⁵³。後者については、シチャーポフが述べるように、恐らくこれは後代の追記で、元々のテキストには府主教の名はなかったと考えるべきだろう⁵⁴。

尚、「ヴァシーリー」はウラジーミルの洗礼名である。

[3] その後多くの年月を経て、余はいと清き聖母教会を建立し、全ルーシの地において、これに余は我が公国のあらゆる裁判から十分の一グロシを、市の取引税から十分の一週を、また各戸からは毎年あらゆる家畜と全ての収穫物からその十分の一を、栄えある救世主と栄えある神の母のために与えた。

〈訳注〉

聖母教会とは、991年に建設されたキエフの十分の一教会のことである。ジミーンは特に根拠を挙げないままでこれを当時の府主教座座位教会だったと考えているが、シチャーポフは、座位教会はソフィヤ聖堂であり、十分の一教会は初期教会の財政基盤たる「十分の一」を管理・貯蔵する特別な機能を有する教会と考えている⁵⁵。

グロシは14世紀のポーランド・リトアニアの貨幣単位である。ジミーンによると、「ヤロスラフの教会規定」のペレヤスラヴリ・ザレスキー写本では、50グロシは1グリヴナに相当すると記されているという。写本によってはグロシの代わりにベクシャが使われている⁵⁶。ベクシャは1/6クナに等しい⁵⁷。

「十分の一週…を与える」とは、各週の十分の一の分与という形式ではなく、十週間の内の特定の一週間の収入全体を教会に宛てるという形式を意味する⁵⁸。

[4] その後、[余は] ギリシアのノモカノンを参照し、そのなかに、こうした〔以下に列挙される〕裁判や争いを、公も貴族も彼の裁判官も裁くべきでないことを見出した。

[5] そこで余は余の妃アンナ、我が子たちと協議した後で、聖なる母、府主教、全ての主教たちに〔以下の裁判権を〕与えた。

〈訳注〉

アンナはビザンツ皇帝バシレイオス2世及びコンスタンティノス8世の妹（1011年死去）。

[6] 我が子たちも孫たちもまた我が一族も、教会の人々と彼らの裁判に介入してはならない。

[7] 余は、キリスト教徒たちが住む全ての町や郷や村について〔裁判権を〕与えた。

〈訳注〉

ここで村と訳されたのは *svoboda* である。分領制の時代には、この語は所領の村落を意味した。ジミンによれば、ホローブであることから逃れるために、あるいは封建的義務から解放されようと、人々は「自由 *svoboda*」を求めてここに向かったという⁵⁹。

[8] 余が〔教会に〕下賜したものに踏み入る〔手を出す〕者があれば、余は神の前で、その者との裁判を行い、府主教はその者を会議で呪詛する。

[9] 余は以下のもの〔に関する裁判権〕を与える。離婚、姦通、誘拐、強姦、夫婦間の財産問題、一族間および教父母間での結婚、魔術、中傷、妖術的紐結い、毒草使い、異端、噛みつき、息子や娘による父母の殴打、息子と娘の殴り合い、遺産争い。

〈訳注〉

本条では、教会裁判に属する案件が列挙されている。

姦通と訳された *smil'noe zastavanie* の解釈については、様々な意見がある。二つの単語を切り分け、前者を夫による姦通とするスヴォーロフの説、婚資に関する裁判とするゴルピンスキーの説、あらゆる男女間の不貞と見なすユシコフ、シチャーポフの説がある。近年では、セミデルキンが教会の結婚式を経っていない同棲関係を意味するとし、スタドニコフもこの説を採用⁶⁰。後者については基本的には不貞と理解されているが、ジミンはとりわけ、夫が不貞を働く妻を捕らえることを意味すると考える一方で、シチャーポフは証拠づけられた不貞と理解する。スタドニコフも姦通説を採用⁶¹。筆者は二つの単語を一体的に捉え、姦通と訳した。

誘拐 *umykanie* とは、未婚の娘や他人の妻を誘拐して結婚すること。異教的にして、教会を介さない結婚は、教会によって犯罪と規定された⁶²。

強姦と訳された *poshiban'e* は19世紀には財産をめぐる男女間の殴打事件と見なされることも

あった（ネヴォーリン、ゴルピンスキー）が、A. S. パヴロフや比較的近年のジミン、シチャーポフは強姦と考えている⁶³。

中傷 *ourekanie* とは、ジミンによれば、呼びかけによる侮辱のことである。シチャーポフは言葉による侮辱とする。中村訳では「まじない治療」とされる。ただスレズネフスキーを参考にして、中傷という訳を今のところ取りたい⁶⁴。シノド版とヴォルィニ版では中傷の内容が具体的に書かれているので、そちらでは「告発」と訳した。

妖術的紐縫い *uzol* とは、病気の治癒や呪文からの回復を願って紐を結うことである。護符作成とも解せる⁶⁵。

毒草使い *zel'i* は薬草による薬の作成のことである⁶⁶。これは教会からいかがわしい行為と見なされた。

[10] 府主教に属する教会管轄民は以下の通りである。典院、女子修道院長、司祭の子、修道士、修道女、輔祭、輔祭の妻、聖餅焼きの女、下男、寡婦、巡礼者、放浪者、魂の救いのために解放された者、寄進された者、足の不自由な者、目の不自由な者、雑役人、そして教会のあらゆる供役人である。

〈訳注〉

本条には、多くの聖職者および教会管轄民が登場する。

魂の救いのために解放された者 *zadushnyi chelovek* とは、主人の魂の安寧のために遺言で解放された奴隷である⁶⁷。

寄進された者 *prikladnik* とは、ジミンによると世俗領主により教会に寄進された者で、元ホロプであるが、シチャーポフは教会への封建的従属民であり、起源は不明とする⁶⁸。

[11] 彼らのうちの誰かが罪に落ちたならば、その者を、府主教と主教が裁く。俗人は除かれる [裁かれない]。

2) 13世紀末のシノド版 GIM. Sinod. 132.⁶⁹

[1] 父と子と聖霊の名において。

[2] ウラジーミルと呼ばれ、スヴァトスラフの子にしてイーゴリと至福なるオリガの孫である余ヴァシーリー大公は、ギリシアの皇帝たち、そしてコンスタンティノーブル総主教フォティオスから聖なる洗礼を受け、最初の府主教であるレオンを [余は] キエフに受け入れ、この彼が全ルーシの地に聖なる洗礼を施した。

[3] その後多くの年月を経て、余はいと清き聖母十分の一税教会を建立し、全ルーシの地において、この聖堂教会に余は我が公国の教会裁判の罰金から十分の一を、市の取引税から十分の一を、また各戸からは毎年あらゆる家畜と全ての収穫物からその十分の一を、栄えある救世主と栄えある聖母のために与えた。

[4] その後、[余は] ギリシアのノモカノンを紐解き、そのなかに、こうした裁判や争いを公も貴族もその裁判官も裁くべきでないことを見出した。

[5] そこで余は余の妃アンナ、我が子たちと協議した後で、教会と府主教と全ルーシの地の全ての主教たちにこのような裁判権を与えた。

〈訳注〉

「原初型」と比べ、シノド版では、裁判権が与えられる対象から「聖なる母」が消えている。シチャーポフは、「聖なる母」はキエフの聖母教会、すなわち十分の一教会を表すので、シノド版でのその欠落は、この版がキエフ以外の、そして恐らくはキエフの教会権力の届かない地域の実情を反映していると考えられる論拠になるとする⁷⁰。この裁判権の譲渡に関しては、先の十分の一の分与の場合と異なり、「聖母」がシノド版では意識的に削除されたと見なしうるので、シチャーポフの説に賛同できる。

[6] 今後は我が子たちも孫たちもまた我が一族も、永遠に教会の人々と彼らの裁判に介入してはならない。

[7] 余がこれら全てをキリスト教徒たちが住む全ての町や郷や村について与えた。

[8] そして余は我がチウンたちに教会裁判を行わないように、また侮らないように、府主教付きの裁判官をさしおいて、我らの公の裁判が裁かないように命令する。

〈訳注〉

本条には、教会裁判を「侮る」ことに対する戒めが追加されている。この挿入は、シチャーポフによるとシノド版全体の傾向、またこの版の成立状況を反映している。すなわち13世紀のノヴゴロドにおいて、強大化していた教会権力は、公などの世俗裁判権がカバーする領域において、おのが管轄に含まれる裁判権を確保・死守しようとしていた。そこで本規定を然るべく改定し、教会裁判を「侮る」(教会裁判に介入する)ことを以前より明確に禁じたという。この傾向は本規定の表題そのものにも現れている。以前と異なり、シノド版は、「教会裁判に関する」ウラジーミルの規定と自ら名乗っているのである。更に、この版では「公のチウン(役人)」が初めて登場し、加えて教会裁判へのその介入が戒められているが、そのこともまた、この時期における世俗裁判権をめぐる闘争が行われていたことの論拠であるという⁷¹。

また公のチウン、公の裁判官そのものについては、シチャーポフによると、まさにノヴゴロドの13世紀～14世紀初頭の時期の史料に登場する役人であり、シノド版成立がこの時期であることの論拠であるという。同じく彼によると、この役人は、ノヴゴロド第一年代記で言えば、14世紀以降全く登場しない。

[9] 以下のものが教会裁判[で扱われる案件]である。離婚、姦通、強姦、誘拐、夫婦間の財産問題、一族間および教父母間での結婚、魔術、薬草治療、魔法、妖術、呪術。また三つの告発、すなわち淫蕩、毒草使い、異端である。また嘔みつき、或いは子による父の殴打、或いは娘によ

る母の殴打、嫁による舅の殴打、兄弟や子たちの間での遺産に関する訴訟問題、教会荒らし、死者の持ち物の略奪、十字架の切り倒し、或いは壁にある十字架の損傷、或いは家畜や犬や鳥をいたずらに連れ込むこと、或いは教会の中で何か不謹慎なことを行うこと、あるいはある男の妻が他の男を胸に抱いたという理由から二人の男が互いに殴り合うこと、或いは獣姦、あるいは穀物乾燥小屋の下やライ麦畑の中または水辺で祈ること、或いは生娘が赤子を産み落とすこと。

〈訳注〉

魔法 potvori とは、ジミーンによれば、魔法の薬の準備のこと⁷²。

穀物乾燥小屋の下やライ麦畑の中または水辺で祈ることは「異教」の行為であった⁷³。

シチャーポフは、本条で新たに教会裁判のリストに含まれた「犯罪」行為のなかに、やはり本版がノヴゴロド等北西地方で成立したと考える根拠があるとする。

第一に、「魔術、妖術、呪術」の記載、また「穀物乾燥小屋」「ライ麦畑」「水のそば」での祈り、生娘の妊娠である。これは以前の規定には存在せず、シノド版で加えられた。ノヴゴロド地方は南方と異なり、古い異教的伝統との戦いが長く続き、それに対する教会の取り締まりが、ノヴゴロド地方の教会裁判権の内容に影響を及ぼした。また伝統的医療行為としての薬草の使用も、シノド版で初めて教会が管轄する「犯罪」に含まれた。占い、魔術、薬草の使用が社会問題になるケースはノヴゴロドの他の史料にも存在している。例えば12世紀の主教ニフォントは薬草を飲むことを問題視している。また魔術師、占い師が処罰されるケースは年代記に記されている⁷⁴。

[10] これら全ての裁判権は、教会に付託されている。いかなる公も貴族もまた彼らの裁判官たちも、これらの裁判に介入してはならない。

[11] 草創の皇帝たちの決定と大いなる高位聖職者たちが参加した7つの全地公会の決定に則って全ての権限を教会に与えているからである。

[12] 余の規定を犯す者があれば、この者は神の律法によって許されるべきでなく、苦しみを自らに背負うことになるであろう。

[13] 余は我がチウンたちに教会裁判を侮ることのないように、また俗界の裁判収入からはその十分の九を公に、十分の一を聖なる教会に与えるように命ずる。

[14] 教会裁判を侮る者は、彼は自分で支払うが、神の前ではこの者は最後の審判において無数の天使の前で責任をとる。そこでは各々真実は、善であれ悪であれ隠されることがない。またそこでは誰もその者を助けることがなく、真実だけが第二の死、永遠の苦しみ、救いなき洗礼〔悪を食い止める洗礼〕、燃え尽きることのない炎から解放するのである。主は「その日、私は知恵の中で不正を行う者たちに復讐する。彼らの火は尽きることなく、また蛆も尽きない。良きことをなした者たちには命と筆舌に尽くしがたい喜びを与える。悪をなした者たちには、裁きが復活した折には、彼らには、言ってみれば、仮借なき裁判が与えられる」と言った。

[15] 町や市場のあらゆる物差し、秤、升といった度量衡は、初めから彼ら主教たちに定められ、付託されているのである。神によって初めからそう定められているので、主教はこれらすべてのことを遺漏なく遵守しなければならず、また少なく計量しても多めに計量してもならない。なぜならば、これらすべてのことに対して、人間の魂に対するのと同じく、大いなる裁きの日に責めを負わなければならないからである。

〈訳注〉

度量衡の管理は、教会に任された仕事であった。

[16] 教会の管轄民は以下の通りである。典院、司祭、輔祭、彼らの子、司祭の妻、聖堂参事会に所属する者、女子修道院長、修道士、修道女、聖餅焼きの女、巡礼者、医者、解放された者、魂の救いのために解放された者、放浪者、目の不自由な者、足の不自由な者、修道院付き病人、[修道院の] 宿泊者、巡礼世話係。

〈訳注〉

解放された者 *proshchenik* とは、ジミーンによれば、債務から解放された者である。グレコフは従属民、ユシコフは元ホローブとする。シチャーポフの理解もこの延長上で、出自は様々だが、解放されて教会の庇護下に入った者とする。中村訳では「病氣平癒嘆願者」とされるが、その後刊行された『11-17世紀ロシア語辞典』も従属民説を採る。拙訳でもこちらの解釈を取っておきたい⁷⁵。

[17] これが教会の、そして敬虔さ故に定められた人々である。府主教あるいは主教たちはこれらの者たちの間で生じた裁判、侮辱、争い、敵意、遺産を統括する。

〈訳注〉

ここでの侮辱とは、ジミーンによると財産上の損害、あるいは人に対する犯罪である。またここでの敵意とは、ジミーンによると殺人のことである⁷⁶。

[18] 別の人とこの[教会の]人との間で争いが生じれば、合同裁判がある。

[19] 余が聖教父の規則と草創の皇帝たちの命令に基づいて定めたこの規則を犯す者があれば、この規則を犯す者がたとえわが子であれ、わが曾孫であれ、またいづこの町の代官であれ、裁判官であれ、またチウンであろうと、教会裁判を侮辱し侵害する者は、或いはその他の者は、かかる者はこの世でも来世でも、前後七回の全地公会の聖教父たちによって破門されるだろう。

〈訳注〉

ここに登場する代官は、上述の「公のチウン」等と同じく、シノド版の成立時期を示唆する。この代官は、シチャーポフによると、13世紀にウラジーミル大公がノヴゴロドに代官を置き始めて以降に登場した。初代代官は、大公ヤロスラフ・フセヴォロジチの息子ヴァシーリー及びアレクサンドル（後のネフスキー）の兄弟である。

3) 14世紀初頭のヴァルソノフィエフ版 GIM. Chud. 4.⁷⁷

これがウラジーミルの教会裁判である。

[1] 余ウラジーミルはいと清き聖母の教会をキエフに建立し、全ルーシの地において、この教会に余はあらゆる都市からの十分の一を与えた。

〈訳注〉

本条は元々の古型においては、十分の一税の詳細が記されていたが、この版の編集時にそれは削除された。同時に、ビザンツより府主教を受け入れたという古型に存在した話も削除された。

[2] その後、この裁判を公も貴族もその裁判官も裁くべきではないことを妃アンナ、我が子たちと協議して、余はこのような裁判権を教会と全ての主教たちに与えた。

〈訳注〉

古型では「ギリシアのノモカノン」もまた、裁判権を教会に与える根拠としてあげられていたが、この版の編集時にそれは本条から削除された。また古型に存在した裁判権の譲渡先リストから府主教が削除された。

[3] 今後は我が子たちも孫たちもまた我が一族も、永遠に教会の人々と彼らの裁判に介入してはならない。

[4] 余がこれら全てをキリスト教徒たちが住む全ての町や郷や村について与えた。

[5] 離婚、姦通、強姦、夫婦間の財産問題、一族間および教父母間での結婚、魔術、薬草治療、中傷、淫蕩、毒草使い、異端、噛みつき、子や娘による父親や母親の殴打、兄弟や子たちとの遺産に関する訴訟問題、教会での窃盗行為、死者の持ち物の略奪行為、十字架を切り倒したり壁にある十字架を傷つけること、或いは家畜や犬や鳥をいたずらに連れ込むこと、或いは教会の中で何か不謹慎なことを行うこと。

〈訳注〉

教会からの窃盗が新たにリストに入った。死者の持ち物の略奪行為とは、いわゆる墓泥棒のことである⁷⁸。

[6] すべてかかるすべての行為の裁判権は、教会に付託されている。いかなる公も貴族もまた公の裁判官たちも、このような裁判に介入することは出来ない。

[7] 草創の皇帝たちの決定と大いなる高位聖職者たちが参加した7つの全地公会の決定に則って全ての権限を教会に与えているからである。

[8] この規定を犯す者があれば、この者は神の律法によって許されるべきでなく、苦しみを自らに背負うことになるであろう。

[9] 町や市場のあらゆる物差し、秤、升といった度量衡は、初めから彼ら主教たちに定められ、付託されているのである。神によって初めからそう定められているので、主教はこれらすべてのことを遺漏なく遵守しなければならず、また少なく計量しても多めに計量してもならない。なぜならば、これらすべてのことに対して、人間の魂に対するのと同じく、大いなる裁きの日に責めを負わなければならないからである。

[10] 教会の管轄民とは以下の通りである。典院、司祭、輔祭、聖堂参事会に所属する者、修道士、修道女、司祭の妻、聖餅焼きの女、司祭の子、医者、解放された者、魂の救いのために解放された者、修道院付き病人、[修道院の] 宿泊者、巡礼世話係。

[11] これが教会の、そして敬虔さ故に定められた人々である。府主教あるいは主教たちはこれらの者たちの間で生じた裁判、侮辱、争い、遺産を統括する。

[12] 別の者 [教会外部の者] とこの [教会の] 者との間で争いが生じれば、合同裁判がある。

4) 14世紀のヴォルィニ版 RNB. Pogod. 234.⁷⁹

[1] 父と子と聖霊の名において。

[2] 聖なる洗礼名においてヴァシーリーと呼ばれる余ウラジーミル公は、あらゆる信仰について、どの民族において非常に熱心に [信仰が行われているかについて] 問い尋ねるためにあらゆる国々に [人を] 送り、おのがあらゆる貴族とともにあらゆる地域のあらゆる法について調べ、唯一の正しい信仰である聖なるキリスト教を見出した。なぜなら強き光を放つものや高価な真珠は、キリストの再臨に関する預言者の預言により、またそれを見ることにより、言い尽くされないうほどに光り輝くからである。というのも、そのことを証言することは、福音の教えと使徒の教えによって聖なる三位一体を信じるあらゆる人々を教化するからである。

〈訳注〉

本条で特徴的なのは、「あらゆる貴族と共に」という挿入語である。シチャーポフはこれを、貴族勢力が強かった南西ルーシでこの版が成立したことの論拠としている。また彼によると、同じ言葉は13世紀の年代記においても使用されているという⁸⁰。また他の版に存在するウラジーミル公の「系譜」(イーゴリからウラジーミルに至るまでの父祖の名の列挙)が欠落している。

[3] 余はまた、聖なる洗礼を受け、魂と肉体により清められ、不治の病から回復した後、神を誉め讃えた。なぜなら、いと清き府主教ミハイルによりそうした恩寵を受け入れる能力を余に与えたからである。そして余は彼を最初の府主教として総主教およびあらゆる尊敬すべき会議から灯明皿及び祭服とともに、あたかも第二の総主教の如く、獲得し、この彼とともに余は全ルーシ

の地に聖なる洗礼を施した。

[4] その後、府主教が余に、キリスト教の信仰について、またどのようにして聖なる父たちが信仰をあらゆる全地公会議において堅固にしたのかについて話した。聖霊と聖母の助けにより、大いなる皇帝たちを手本にして、余は、大いなる高位聖職者たちから大いなる服従を受け入れた。

[5] 府主教ミハイルから祝福を受け、余はいと清き聖母十分の一税教会を建立し、全ルーシの地において、この聖堂教会に余は我が公国の教会裁判の罰金から十分の一を、市の取引税から十分の一を、また各戸からは毎年あらゆる家畜と全ての収穫物からその十分の一を、栄えある救世主と栄えある聖母のために与えた。

[6] そして余の公妃は非常に高価な工芸品、幕、金、宝石、大真珠、イコン、福音書、食卓、ツァーリ用に飾られた食器を富ませた。

[7] 教会の富は、貧しき者の富であり、これは孤児、老人、非力な者、そして病人たちを保護するために増えている。貧しき者にとっての糧であり、巡礼者にとっての膏薬である。また孤児や身障者にとっての配慮であり、娘にとっての助けであり、寡婦にとっての食糧であり、火事や水没などの災害時の助けであり、囚人にとっての買い戻しであり、飢饉時の食事であり、教会や修道院にとっての支援であり、生者にとっての避難所、慰めであり、死者にとっての思い出である。

[8] それ故に、余は教会の週を自分の財産において差し出したのである。

[9] その後、府主教は、そのことにより、七つのギリシアの会議のことを、またノモカノンについて、またいかに大いなるこれらの皇帝たちが自らこれらの裁判を裁くことを望まず、また貴顕、貴族、彼らの裁判官が裁くことも望まず、教会と聖職者に〔裁判を〕与えたかについて余に話した。

[10] そこで余は余の妃、我が子たちと協議した後で、聖なる聖母教会、全ルーシの府主教、全ルーシの地の全ての主教たちにこのような裁判権を与えた。

[11] 我が子たちも孫たちもまた我が一族も、永遠に教会の人々と彼らの裁判に介入してはならない。

[12] 余がこれら全てをキリスト教徒たちが住む全ての町や郷や村について与えた。教会裁判が扱うのは以下の通りである。離婚、姦通、強姦、誘拐、夫婦間の財産問題、一族間および教父母間での結婚、魔術、薬草治療。また三つの告発、すなわち淫蕩、毒草使い、異端がある。また噛みつき、父或いは母による子或いは娘の殴打、嫁が舅を殴ること、兄弟や子たちの間での遺産に関する訴訟問題、教会荒らし、死者の持ち物の略奪、墓泥棒、十字架の切り倒し、壁にある十字架の損傷、或いは家畜や犬や鳥をいたづらに連れ込むこと、或いは教会の中で何か不謹慎なこと

を行うこと、あるいはある男の妻が他の男を胸に抱いたという理由から二人の男が互いに殴り合うこと、或いは獣姦、あるいは穀物乾燥小屋の下やライ麦畑の中または木立の下でまたは水辺で祈ること、或いは生娘が赤子を産み落とすこと。

[13] これら全ての行為の裁判権は、教会に付託されている。いかなる公も貴族もまた裁判官たちも、こうした裁判に介入しない。

[14] 草創の皇帝たちの決定と大いなる高位聖職者たちが参加した7つの大いなる全地公会の決定に則って全ての権限を教会に与えているからである。

[15] この規定を犯す者があれば、聖なる父たちが定めたように、この者は神の律法によって許されるべきではなく、苦しみを自らに背負うことになるであろう。

[16] 町や市場の秤、あらゆる物差しは、始めから彼ら主教たちに定められているのである。神によって初めからそう定められているので、主教はこれらすべてのことを遺漏なく遵守しなければならず、また少なくとも計量しても多めに計量してもならない。なぜならば、これらすべてのことに対して、人間の魂に対するのと同じく、大いなる裁きの日に責めを負わなければならないからである。

[17] 教会の管轄民とは以下の通りである。典院、司祭、輔祭、聖堂参事会に所属する者、修道士、修道女、司祭の妻、司祭の子、医者、解放された者、魂の救いのために寄進された者、修道院付き病人、〔修道院の〕宿泊者、巡礼世話係。

[18] これが教会の、そして敬虔さ故に定められた人々である。府主教あるいは主教たちはこれらの者たちの間で生じた裁判、侮辱、争い、敵意、遺産を統括する。

[19] 別の人とこの〔教会の〕人との間で争いが生じれば、合同裁判がある。

注

- 1 近年のスタドニコフの教会裁判に関する概説でも、またロシアの裁判の歴史を辿った6巻本においても、本規定はロシア教会裁判の歴史の端緒を開く文書として位置付けられている。Stadnikov A. V. *Tserkovnyi sud v sisteme Rossiiskoi pravosudiia*. M., 2003. S. 4-7; Kutafin O. E., Lebedev V. M., Semigin G. Iu. *Sudebnaia vlast' Rossii*. t. 1, M., 2003, S. 518-520.
- 2 Shchapov Ia. N. *Kniazhskie ustavy i tserkov'v drevnei Rusi. XI-XIV vv.* M., 1972; *On zhe, Gosudarstvo i tserkov'drevnei Rusi X-XIII vv.* M., 1989.
- 3 例えば Karamzin N. M. *Istoriia gosudarstva Rossiiskogo*. t. 1, SPB., 1819. S. 202; Shchapov, *Kniazheskie*, S. 307. とは言え、教会規定と社会（特に世俗社会）との関係が全く扱われなかったわけではない。例えば、既に19世紀のネヴォーリンは教会裁判権を扱った論考において、これが世俗の問題にも部分的に広がっていたことを認めている。*Polnoe sobranie sochinenii K. A. Nevolina*. t. 6, S. 254-267. 但し、筆者の見るところ、シチャーポフが述べるように、積極的にルーシの世俗、或いは社会を考察する史料として扱われてきたとは言いがたい。

- 4 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 307, 315.
- 5 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 308-309; On zhe, *Gosudarstvo*, S. 97-113. 尚, 聖俗裁判権の境界については草加千鶴「中世ロシアにおける世俗法と教会法の関係」『スラヴィアーナ』22号, 2007年, 215-227頁がある。
- 6 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 310-312; On zhe, *Gosudarstvo*, S. 113-123.
- 7 Shchapov, *Gosudarstvo*, S. 189-190.
- 8 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 312-314.
- 9 Kaiser D. H. *The Growth of the Law in Medieval Russia*. New Jersey. 1980. pp. 50-54.
- 10 *Polnoe sobranie russkikh letopisei*. t. 1, M., 2001, S. 124. (訳者代表) 國本哲男, 中条直樹, 山口巖『ロシア原初年代記』名古屋大学出版会, 1987年, 138頁。
- 11 Shchapov, *Kniazhskie*, S. 121-128.
- 12 Shchapov, *Kniazhskie*, S. 128-135.
- 13 1280年代に作成された羊皮紙にノヴゴロドのシノド版コラムチャヤ(教会法令集)が記されているが, 本教会規定はこれに追補された14世紀の部分に筆写されている。*Drevnerusskie Kniazheskie ustavy* (dalee DKU.). M., 1976, S. 22.
- 14 DKU. S. 13-14, 16-17, 19.
- 15 DKU. S. 22, 25-30, 34-36, 41-42, 46, 50-53, 59-60. 尚, シノド版はその後若干の改定を受けて, 16世紀の『ストグラフ(百章)』に入った。このシノド版ストグラフ系統には邦訳がある。中村喜和「[百章] 試訳(3)」『一橋大学研究年報 人文科学研究』31号, 1994年, 19-22頁。
- 16 DKU. S. 62-66, 68-69, 72, 75, 81-82.
- 17 Shchapov, *Gosudarstvo*, S. 28-32. 12世紀前半のスモレンスクのように, 地方の「十分の一税」がその地の主教座に直接納入される例も見られる。
- 18 詳細はウラジーミル公の子ヤロスラフ賢公の名で伝わる別の教会規定が記している。ウラジーミル公の規定では管轄権が極めて簡潔に列挙されるのみであり, 罰金額や処罰の方法については全く記されていない。その意味で, 本規定は(少なくとも一時期には)ヤロスラフの教会規定と一体的に運用されることを前提としていると言える。両規定のそうした連携的側面に初めて着目したのは S. V. ユシコフである。Iushkov S. V. *K istorii drevnerusskikh iuridicheskikh sbornikov* (XIII v.). *Trudy vydaiushchikhsia iuristov*. S. V. Iushkov. M., 1989, S. 28-70. ヤロスラフの規定の邦訳については, 拙稿「ヤロスラフ賢公の教会規定—解説と試訳・訳注—」『北方人文研究』2号, 2009年, 81-100頁を参照のこと。
- 19 カラムジンは, GIM. Sinod 132を正しく13世紀の写本と考えたが, 後に, 教会規定が記されている部分は14世紀の追記部分であることが判明した。
- 20 例えば, Karamzin, *Istoriia*. t. 1, S. 200, 202, 238-239; Golubinskii E. E. *Istoriia russkoi tserkvi*. t. 1, M., 1901, S. 400-402, 620; Pavlov A. S. *Kurs tserkovnogo prava*. SPb., 1902, S. 136, 150.
- 21 Evgenii (Bolkhovitinov). *Opisanie Kievo-Sofiiskogo sobora i Kievskoi ierarkhii*. Kiev, 1825. Pribavleniia, S. 5.
- 22 Evgenii (Bolkhovitinov). *Opisanie*. Pribavleniia, S. 5, 7; Nevolin, K. A. O prostranstve tserkovnogo suda v Rossii od Petra Velikogo. *Polnoe sobranie sochinenii*, t. VI. SPb., 1859.
- 23 *Russkaia istoricheskaia biblioteka* t. 36. Petrograd, 1920.
- 24 Iushkov S. V. Ustav kn. Vladimira. *Trudy vydaiushchikhsia iuristov*. S. V. Iushkov. M., 1989, S. 72-335.
- 25 Shchapov, *Kniazhskie*, S. 127-128.
- 26 シチャーポフは, 12世紀前半のスモレンスクの主教座設置文書とこの原初型とを比較し, ウスタフ交付手続きの一定の類似性を指摘すると共に, スモレンスク文書成立以降の時期の部分の存在をも指摘し, 全体的に原初型を12世紀後半に成立したと考えた。Shchapov, *Kniazheskie*, S. 121-128.
- 27 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 128.
- 28 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 120-121.
- 29 1036年建立の救世主変容聖堂を指す。12世紀後半にチェルニーゴフはキエフからの自立を目指しており, この地の主教たちが「十分の一」をチェルニーゴフにも納入できるようにと原初版を改訂した可能性がある。Shchapov, *Kniazheskie*, S. 130.

- 30 ウラジーミルにもまた同名の主教座聖堂が建設された（1164年）ことに加え、当時の公アンドレイ・ボゴリュプスキーはキエフからの自立を目指すと共に、この町の権威付けを目的として府主教座の設置を目論んでいた。こうしてキエフからの自立を目指しアンドレイ公にとっては、世俗からの収入「十分の一」をキエフばかりでなく、ウラジーミルにも納入させる必要があった。このように、この町もまた状況的に、規定の改訂が行われうるといふ。Shchapov, *Kniazheskie*, S. 130-135.
- 31 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 128-129.
- 32 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 128.
- 33 ノヴゴロドまた古型の第3条では、ウラジーミルの公妃アンナが息子たちと相談して聖母と府主教、全主教に裁判権を与えることが記されている。もちろんこの条項は「十分の一」の分配に関してではないが、ここにおける聖母は、具体的な裁判権の譲渡先ではあり得ない。そうではなく単に教会組織を表す象徴である。つまり、聖母を教会の象徴として使う手法は存在するのである。
- 34 シチャーポフの第三の説（ウラジーミル・ザレスキー成立説）は、以下で述べる彼の、「シノド・ヴォルニニ版」の南ルーシ起源説との噛み合わせが悪く、特に受け入れがたい。
- 35 Kaiser, *The Growth*, pp. 51-52.
- 36 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 102-104; 114. 年代についてシチャーポフは直接的に言明してはいないのだが、オレニン版の検討時につけられた節の表題「12-13世紀のオレニン版」や、またアルハンゲリスキー・グループの検討時に、この版がアルヒーフ・グループと異なり、12-13世紀の用語を残しているという分析などから判断すると、彼はオレニン版の成立をこの時期に想定していると考えられる。
- 37 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 114.
- 38 しかし後にオレニン版の一部は国境外からノヴゴロドに流入し、この地方のシノド版と結合し、古文書版が成立した。Shchapov, *Kniazheskie*, S. 105-106.
- 39 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 37, 73, 101. シチャーポフは、本グループの祖型の度量衡条項（復元されたテキストの12条）が南スラヴ系の条項であり、北よりも南ルーシで浸透しやすかったとする。また復元テキストに府主教や府主教座への言及がないことは、この祖型がキエフ以外が成立したことを物語るという。
- 40 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 99-102.
- 41 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 68.
- 42 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 57-63.
- 43 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 37.
- 44 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 39-40. 全体の結論としては、本稿の著者はシチャーポフに賛同するのだが、彼の各論には言及されるべき若干の問題点があるように思われる。
- シノド版における「聖堂教会」の語句の登場については、これを、以前の版に存在していた「聖母と救世主」以外の聖堂に捧げられる都市でシノド版が作成された証拠と見なすことは出来まい。彼自身、別の書において「十分の一」が聖堂教会に納入されると論じており、従って「聖堂教会」の語句は単に一般的納入先を示す可能性も十分にある。それ故に、この点を以て、シノド版の成立をノヴゴロドであることの論拠とはしにくい。
- 45 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 40-45. シノド版成立を13世紀とするに際し、シチャーポフは、教会規定に登場する下級役人「公のチウン」が年代記において基本的に13世紀にのみ登場することに着目した。しかし、14世紀以降にも登場するそれ以外の役職（公の代官、主教代官）については、シノド版の成立時代の特定には結びつかないだろう。また13世紀末のノヴゴロドにおける「ウラジーミル信仰の隆盛」という論拠も一般的に過ぎ、これもやはりシノド版の成立時期を物語るとは言えまい。
- 46 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 45-48.
- 47 DKU, S. 153; *Rossiiskoe zakonodatel'stvo X-XX vekov (dalee RZ.)*. T. 1, M., 1984, S. 249-250.
- 48 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 69-71.
- 49 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 71-72.
- 50 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 69, 72.
- 51 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 14-16.

- 52 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 120.
- 53 *Pamiatniki russkogo prava* (dalee PRP). T. 2, S. 247.
- 54 RZ. T. 1, S. 142.
- 55 PRP. T. 2, S. 248; Shchapov, *Gosudarstvo*, S. 28-32.
- 56 PRP. T. 2, S. 248.
- 57 RZ. T. 1, S. 144.
- 58 Shchapov, *Gosudarstvo*, S. 80-81.
- 59 PRP. T. 2, S. 248-249; RZ. T. 1, S. 145.
- 60 RZ. T. 1, S. 155; Stadnikov, *Tserkovnyi*, S. 31.
- 61 PRP. T. 2, S. 249; RZ. T. 1, S. 145; Stadnikov, *Tserkovnyi*, S. 31.
- 62 PRP. T. 2, S. 249;
- 63 RZ. S. 145.
- 64 PRP. T. 2, S. 250; RZ. S. 145. 中村喜和 「「百章」試訳（3）」20頁；Sreznevskii I. I. *Materialy dlia slovaria drevne-russkogo iazyka*. t. 3, SPb., 1912, S. 1261.
- 65 RZ. T. 1, S. 145, 154.
- 66 RZ. T. 1, S. 145, 154.
- 67 RZ. T. 1, S. 145.
- 68 PRP. T. 2, S. 250; RZ. T. 1, S. 146; Shchapov, *Gosudarstvo*, S. 103.
- 69 DKU. S. 22-24.
- 70 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 40, 120.
- 71 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 40-41.
- 72 PRP. T. 2, S. 251.
- 73 PRP. T. 2, S. 251.
- 74 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 45-48.
- 75 PRP. T. 2, S. 251; Slovar' russkogo iazyka XI-XVII vv. Vyp. 21. M., 1995, S. 14.
- 76 PRP. T. 2, S. 251.
- 77 DKU. S. 62-63.
- 78 PRP. T. 2, S. 250.
- 79 DKU. S. 69-72.
- 80 Shchapov, *Kniazheskie*, S. 56-57.

